

電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に
当たっての裏書情報の記録等について

平成14・10・28貿局第4号・輸出注意事項14第44号・輸入注意事項14第45号
平成14年11月5日 貿易経済協力局
最終改正 20120814貿局第1号・輸出注意事項24第54号・輸入注意事項24第28号
平成24年8月28日 経済産業省貿易経済協力局

輸出貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第64号。以下「輸出規則」という。）第1条の2、輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「輸入規則」という。）第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した申請に対する輸出許可、輸出承認、輸入承認及び事前確認（以下「許可・承認・確認の処分」という。）であって当該許可・承認・確認の処分を書面により交付していないもの（以下「電子許可・承認・確認」という。）に係る貨物について税関への輸出入申告に当たって記録すべき情報（以下「裏書情報」という。）の記録の方法等について、下記のとおり定め、平成15年2月3日から実施する。

記

1. 定義

- (1) この通達において「専用電子計算機」とは、輸出規則第1条の2、輸入規則第2条の2に規定する電子計算機をいう。
- (2) この通達において「申告者」とは、裏書情報の記録等に、専用電子計算機と自らの使用に係る入出力装置（以下「入出力装置」という。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「通関データベースシステム」という。）を使用する者とする。
- (3) この通達において「輸出入者」とは、電子許可・承認・確認の処分を受けた者とする。
- (4) この通達において「許可・承認・確認情報」とは、専用電子計算機に備えられたファイルに記録された電子許可・承認・確認に関する情報及び5.(2)の規定に基づき申告者が専用電子計算機に備えられたファイルに記録した裏書情報（当該裏書情報が専用電子計算機に備えられたファイルに記録されている場合に限る。）とする。

2. 適用範囲

電子許可・承認・確認に係る貨物の税関へ輸出入申告に係る手続等の運用については、この通達に定めるほか、輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号、輸出注意事項62第11号。以下「運用通達」という。）及び外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達（平成12年4月3日12貿入税第1号）その他の輸出又は輸入の際の税関の確認手続に係る通達によるものとする。

3. 入出力装置の基準

申告者の自らの使用に係る入出力装置は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号。以下「NACCS特例法」という。）第2条第1号に規定する輸出入等関連業務を行う者の事務所その他の事業場に設置される入出力装置とする。

4. 税関確認のための手続

(1) 通関業者の指定

輸出入者は、電子許可・承認・確認ごとに電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号、輸入注意事項12第8号、平成12・03・17貿局第4号。以下「特定手続通達」という。）9の規定により経済産業大臣が専用電子計算機に備えられたファイルに記録した許可番号、承認番号又は確認番号を当該ファイルから特定入出力装置（特定手続通達1(3)に規定するもの。以下同じ。）を使用して入手し、電子許可・承認・確認ごとに当該電子許可・承認・確認に係る貨物の申告者を特定入出力装置を使用して指定し、当該指定の情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

(2) 許可・承認・確認情報の記録等

- ① 申告者は、通関データベースシステムの障害に備えて、専用電子計算機に備えられたファイルに記録された、税関への輸出入申告をしようとする貨物に係る許可・承認・確認情報を申告者の自らの入出力装置等にダウンロードするものとする。
- ② 申告者は、専用電子計算機に備えられたファイルに記録された、税関への輸出入申告をしようとしている貨物に係る許可・承認・確認情報に、裏書情報として別表第1に掲げる各項目を当該項目の属性及び桁数に従って作成した情報を当該ファイルに追加的に記録しなければならない。ただし、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）許可及び特定包括輸出許可に係る貨物の税関への輸出入申告にあってはこの限りでない。
- ③ 輸出入者は、申告者が専用電子計算機に備えられたファイルに記録した裏書情報であって、当該裏書情報が真に輸出入申告に当たって記載すべきものであると相違ないと税関により確認されたものに関する情報を、特定入出力装置を使用して常に確認し、電子許可・承認・確認に係る貨物の輸出又は輸入を行う際に当該電子許可・承認・確認の範囲を超えない数量又は金額の輸出又は輸入を行わなければならない。

(3) 許可・承認・確認情報の修正等

- ① 申告者は、税関への輸出入申告の際、税関から当該輸出入申告に係る専用電子計算機に備えられたファイルに記録された裏書情報について、当該裏書情報を修正すべき旨の指示を受けた場合は、当該指示に従って当該裏書情報の修正を行わなければならない。
- ② 税関への輸出入申告の際、当該輸出入申告に係る貨物に係る電子許可・承認・確認の内容について訂正又は変更の必要が生じた場合、申告者は当該輸出入申告に係る貨物に係る専用電子計算機に備えられたファイルに記録した裏書情報を消去し、当該電子許可・承認・確認の有効期限内において、輸出入者が、特定手続通達4(3)及び5(3)に規定される電子許可等情報の変更申請又は電子承認・割当情報の変更申請を行い必要な訂正又は変更を行うこととする。なお、この場合において、当該訂正又は変更の内容が運用通達別表第4の2-4に掲げるものであっても同様とする。
- ③ ②の訂正又は変更が「輸出貿易管理令第11条第2号の規定に基づく税関長に対する経済産業大臣の権限の委任について」（昭和62年11月10日付け62貿局第4313号、輸出注意事項62第21号）第6号の規定の適用を受けるものである場合は、②の規定は適用しない。

なお、この場合、当該規定の権限を行使した税関長は当該権限を行使した旨の書面を交付するので、当該書面の交付を受けた輸出入者は、当該税関長の指示に従い当該書面を経済産業省貿易管理課まで提出しなければならない。

- ④ ②の訂正又は変更が輸入令第18条第2号の規定の適用を受けるものである場合は、②の規定は適用しない。

なお、この場合、当該規定の権限を行使した税関長は当該権限を行使した旨の書面を交付するので、当該書面の交付を受けた輸出入者は、当該税関長の指示に従い当該書面を経済産業省貿易管理課まで提出しなければならない。

- ⑤ 税関への輸出入申告の際、専用電子計算機に備えられたファイルに記録した裏書情報について、当該裏書情報が真に輸出入申告に当たって記載すべきものであると相違ないと税関により確認された後、当該裏書情報を訂正又は変更しようとする場合、以下の手続をとらなければならない。

(イ) 訂正又は変更を行おうとする者は、当該訂正又は変更しようとする専用電子計算機に備えられたファイルに記録された裏書情報を書面に出し、当該書面に税関の担当官により訂正又は変更しようとする内容について承認及び当該承認の記載を受け、税関名、訂正又は変更を承認した年月日及び担当官の印を受けた後、速やかに別表第2に規定される裏書情報事後訂正（変更）願1通に必要な事項を記入し、(ハ)に掲げる書類等を添付して、貿易経済協力局貿易管理課長に届け出るものとする。

(ロ) (イ)の届出は、4.(4)の受付窓口への郵送によるものとする。

(ハ) 裏書情報事後訂正（変更）願の添付書類等

(a) 届出理由書（様式自由） 1通

(b) 事実を証する書類 1通

(c) 税関により訂正又は変更の承認を受けた旨を記載する(イ)に掲げる書面 1通

(4) 裏書情報の削除

(2)①の規定により専用電子計算機に備えられたファイルに記録した裏書情報に係る貨物の輸出又は輸入を行わないこととなった場合には、申告者は当該記録した裏書情報を専用電子計算機に備えられたファイルから削除しなければならない。

5. 通関データベースシステムを使用することができない貨物

電子許可・承認・確認に係る貨物の輸出又は輸入がNACCS特例法第3条第4項の官報で告示する税関以外の税関に輸出入申告される場合は、輸出入者が特定手続通達14. 15. 及び17. の規定に基づき輸出許可証等、輸入承認証等又は一般包括輸出許可証等の交付を受けなければならない。

別表第1

(1) 輸出に係る裏書情報入力項目

申告項目 注1	文字数 注2	属性 注3	備考 注4	繰返回数 注5
申告番号	10	英数字	注6	1
電子ライセンス番号	20	英数字		1
取引明細項番	3	数字	注7	1
申告予定年月日	8	数字	yyyy/mm/dd 注8	1
積出港	5	英数字	注9	1
商品名	140	日本語		1
建値	3	英数字	別紙2（建値コード表）	1
通貨	3	英数字	別紙1（通貨コード表）	1
送状金額	19	数字	整数部13桁、小数部5桁 注10	1
欄番号	2	英数字	注11	50
単位	10	英数字	入力不可 注12	50
船積数量	19	数字	整数部13桁、小数部5桁 注10	50

<入力注意事項>

- 注1：各申告項目の入力すべき内容については、以下の注意事項によるものとする。
- 注2：「文字数」の欄の数字は、対応する項目の内容を入力できる最大の文字数とする。
- 注3：「属性」の欄中、数字及び英数字については1バイト符号とし、日本語については2バイト符号及び1バイト符号混在可能とする。
- 注4：「備考」の欄中、別紙の各コード表が記載されている申告項目は、当該コード表に基づき入力内容に対応するコードを入力すること。
- 注5：「繰返回数」の欄は、繰り返す最大の回数を表す。
- 注6：税関への輸出申告を行う際の輸出申告番号（枝番を除く）を入力すること。
- 注7：許可・承認・確認情報の電子ライセンスの欄において、商品名ごとに割り振られている番号をいう。
- 注8：西暦で入力することとし、月及び日は1月の場合は“01”のように必ず2桁で入力すること。
- 注9：積出港に相当するUN/ECE RECOMMENDATION No. 16 (ECE/TRADE/227)において規定される国連LOCODE (UN/LOCODE)を入力すること。
- 注10：整数部と小数部の間は「.（ピリオド）」を入力すること。また、整数部の3桁ごとの「,（カンマ）」は入力しないこと。
- 注11：欄番号とは税関へ輸出申告に当たりNACCSに登録した商品に関する事項が記載されている欄に付された番号をいう。
- 注12：許可・承認・確認情報の電子ライセンスの項目において、商品ごとに記録されている単位が自動的に組み込まれるので船積数量の入力に当たっては留意すること。

(2) 輸入（金額割当又は金額により承認されたもの）に係る裏書情報入力項目

申告項目 注1	文字数 注2	属性 注3	備考 注4	繰回数 注5
申告番号	10	英数字	注6	1
電子ライセンス番号	20	英数字		1
申告予定年月日	8	数字	yyyy/mm/dd 注7	1
商品名	140	日本語		1
建値	3	英数字	別紙2（建値コード表）	1
通貨	3	英数字		1
金額通貨順序番号	2	数字		1
送状金額	19	数字	整数部13桁、小数部5桁 注8	1
通関金額	19	数字	整数部13桁、小数部5桁 注8	1
ショーテイジ金額	19	数字	整数部13桁、小数部5桁 注8 注9	1
ショーテイジ利用金額	19	数字	整数部13桁、小数部5桁	1
金額備考	70	日本語	注10	1
欄番号	2	英数字	注11	50
単位	10	英数字	別紙3（単位コード表）	50
送状数量	19	数字	整数部13桁、小数部5桁 注8	50

＜入力注意事項＞

- 注1：各申告項目の入力すべき内容については、以下の注意事項によるものとする。
- 注2：「文字数」の欄の数字は、対応する項目の内容を入力できる最大の文字数とする。
- 注3：「属性」の欄中、数字及び英数字については1バイト符号とし、日本語については2バイト符号及び1バイト符号混在可能とする。
- 注4：「備考」の欄中、別紙の各コード表が記載されている申告項目は、当該コード表に基づき入力内容に対応するコードを入力すること。
- 注5：「繰回数」の欄は、繰り返す最大の回数を表す。
- 注6：税関への輸入申告を行う際の輸入申告番号（枝番を除く）を入力すること。
- 注7：西暦で入力することとし、月及び日は1月の場合は“01”のように必ず2桁で入力すること。
- 注8：整数部と小数部の間は「.（ピリオド）」を入力すること。また、整数部の3桁ごとの「,（カンマ）」は入力しないこと。
- 注9：通関時にショーテイジがあった場合、その金額を入力すること。
- 注10：ショーテイジの理由、商品の減却の情報等、送状金額と輸入申告の金額が異なる場合の理由等を入力すること。
- 注11：欄番号とは税関へ輸入申告に当たりNACCSに登録した商品に関する事項が記載されている欄に付された番号をいう。

(3) 輸入（数量割当又は数量により承認されたもの）に係る裏書情報入力項目

申告項目 注1	文字数 注2	属性 注3	備考 注4	繰返回数 注5
申告番号	10	英数字	注6	1
電子ライセンス番号	20	英数字		1
申告予定年月日	8	数字	yyyy/mm/dd 注7	1
商品名	140	日本語		1
建値	3	英数字	別紙2（建値コード表）	1
通貨	3	英数字	別紙1（通貨コード表）	1
送状金額	19	数字	整数部13桁、小数部5桁 注8	1
通関金額	19	数字	整数部13桁、小数部5桁 注8	1
欄番号	2	英数字	注9	50
単位	10	日本語	入力不可 注10	50
送状数量	19	数字	整数部13桁、小数部5桁 注8	50
通関数量	19	数字	整数部13桁、小数部5桁 注8	50
ショーテイジ数量	19	数字	整数部13桁、小数部5桁 注8 注11	50
ショーテイジ利用数量	19	数字	整数部13桁、小数部5桁	50
換算係数	5	数字	注12	50
換算数量	19	数字	整数部13桁、小数部5桁 注8 注13	50
数量備考	70	日本語	注14	50

＜入力注意事項＞

- 注1：各申告項目の入力すべき内容については、以下の注意事項によるものとする。
- 注2：「文字数」の欄の数字は、対応する項目の内容を入力できる最大の文字数とする。
- 注3：「属性」の欄中、数字及び英数字については1バイト符号とし、日本語については2バイト符号及び1バイト符号混在可能とする。
- 注4：「備考」の欄中、別紙の各コード表が記載されている申告項目は、当該コード表に基づき入力内容に対応するコードを入力すること。
- 注5：「繰返回数」の欄は、繰り返す最大の回数を表す。
- 注6：税関への輸入申告を行う際の輸入申告番号（枝番を除く）を入力すること。
- 注7：西暦で入力することとし、月及び日は1月の場合は“01”のように必ず2桁で入力すること。
- 注8：整数部と小数部の間は「.（ピリオド）」を入力すること。また、整数部の3桁ごとの「,（カンマ）」は入力しないこと。
- 注9：欄番号とは税関へ輸入申告に当たりNACCSに登録した商品に関する事項が記載されている欄に付された番号をいう。
- 注10：許可・承認・確認情報の「輸入の承認・輸入割当て」の電子ライセンスの項目に記録されている通貨が自動的に組み込まれる。
- 注11：通関時にショーテイジがあった場合、その数量を入力すること。
- 注12：輸入する商品の形態により輸入する数量として換算数量を使用すべき旨の条件が許可・承認・確認情報に記録されている場合は、当該商品の形態により換算数量を算出するための換算係数を当該商品の形態に従い選択すること。
- 注13：輸入する商品の形態により輸入する数量として換算数量を使用すべき旨の条件が許可・承認・確認情報に記録されている場合であって当該商品の形態により換算数量を算出するための換算係数が選択できない場合にのみ、当該商品の形態に従い換算数量入力すること。
- 注14：ショーテイジの理由、商品の減却の情報等、送状数量と輸入申告の数量が異なる場合の理由等を入力すること。

(4) 事前確認に係る裏書情報入力項目

申告項目 注1	文字数 注2	属性 注3	備考 注4	繰回数 注5
申告番号	10	英数字	注6	1
電子ライセンス番号	20	英数字		1
原産地 国コード	2	英数字		1
申告予定年月日	8	数字	yyyy/mm/dd 注7	1
建値	3	英数字	別紙2（建値コード表）	1
通貨	3	英数字	別紙1（通貨コード表）	1
送状金額	19	数字	整数部13桁、小数部5桁 注8	1
欄番号	2	英数字	注9	50
単位	10	日本語	入力不可 注10	50
送状数量	19	数字	整数部12桁、小数部5桁 注8	50

<入力注意事項>

- 注1：各申告項目の入力すべき内容については、以下の注意事項によるものとする。
- 注2：「文字数」の欄の数字は、対応する項目の内容を入力できる最大の文字数とする。
- 注3：「属性」の欄中、数字及び英数字については1バイト符号とし、日本語については2バイト符号及び1バイト符号混在可能とする。
- 注4：「備考」の欄中、別紙の各コード表が記載されている申告項目は、当該コード表に基づき入力内容に対応するコードを入力すること。
- 注5：「繰回数」の欄は、繰り返す最大の回数を表す。
- 注6：税関への輸入申告を行う際の輸入申告番号（枝番を除く）を入力すること。
- 注7：西暦で入力することとし、月及び日は1月の場合は“01”のように必ず2桁で入力すること。
- 注8：整数部と小数部の間は「.（ピリオド）」を入力すること。また、整数部の3桁ごとの「,（カンマ）」は入力しないこと。
- 注9：欄番号とは税関へ輸入申告に当たりNACCSに登録した商品に関する事項が記載されている欄に付された番号をいう。
- 注10：許可・承認・確認情報の電子ライセンスの項目に記録されている単位（KG）が自動的に組み込まれる。

(5) 事前確認（ワシントン）に係る裏書情報入力項目

申告項目 注1	文字数 注2	属性 注3	備考 注4	繰返回数 注5
申告番号	10	英数字	注6	1
電子ライセンス番号	20	英数字		1
取引明細項番	8	数字	注7	1
建値	3	英数字	別紙2（建値コード表）	1
通貨	3	英数字	別紙1（通貨コード表）	1
送状金額	19	数字	整数部13桁、小数部5桁 注8	1
欄番号	2	英数字	注9	50
単位	10	日本語	入力不可 注10	50
送状数量	19	数字	整数部13桁、小数部5桁 注8	50

<入力注意事項>

- 注1：各申告項目の入力すべき内容については、以下の注意事項によるものとする。
- 注2：「文字数」の欄の数字は、対応する項目の内容を入力できる最大の文字数とする。
- 注3：「属性」の欄中、数字及び英数字については1バイト符号とし、日本語については2バイト符号及び1バイト符号混在可能とする。
- 注4：「備考」の欄中、別紙の各コード表が記載されている申告項目は、当該コード表に基づき入力内容に対応するコードを入力すること。
- 注5：「繰返回数」の欄は、繰り返す最大の回数を表す。
- 注6：税関への輸入申告を行う際の輸入申告番号（枝番を除く）を入力すること。
- 注7：電子ライセンスの商品名ごとに割り振られている番号をいう。
- 注8：整数部と小数部の間は「.（ピリオド）」を入力すること。また、整数部の3桁ごとの「,（カンマ）」は入力しないこと。
- 注9：欄番号とは税関へ輸入申告に当たりNACCSに登録した商品に関する事項が記載されている欄に付された番号をいう。
- 注10：許可・承認・確認情報の電子ライセンスの項目に記録されている単位（KG）が自動的に組み込まれる。

別紙1 (通貨コード表)

通貨コード	通貨
A E D	アラブ首長国連邦ディルハム
A R S	アルゼンチン・ペソ
A U D	オーストラリア・ドル
B D T	バングラデシュ・タカ
B H D	バーレーン・ディナール
B N D	ブルネイ・ドル
B R L	ブラジル・レアル
C A D	カナダ・ドル
C H F	スイス・フラン
C L P	チリ・ペソ
C N Y	中国元
C O P	コロンビア・ペソ
C Z K	チェコ・コルナ
D K K	デンマーク・クローネ
E U R	ユーロ
F J D	フィジー・ドル
G B P	英国ポンド
H K D	香港ドル
H U F	ハンガリー・フォリント
I D R	インドネシア・ルピア
I N R	インド・ルピー
I Q D	イラク・ディナール
I R R	イラン・リアル
J O D	ヨルダン・ディナール
J P Y	日本円
K E S	ケニア・シリング
K R W	韓国ウォン
K W D	クウェート・ディナール
L K R	スリランカ・ルピー
M A D	モロッコ・ディルハム
M M K	ミャンマー・チャット
M U R	モーリシャス・ルピー
M X N	メキシコ・ペソ

MYR	マレーシア・リングgit
NGN	ナイジェリア・ナイラ
NOK	ノルウェー・クローネ
NZD	ニュージーランド・ドル
OMR	オマーン・リアル
PEN	ペルー・ヌエボ・ソル
PGK	パプアニューギニア・キナ
PHP	フィリピン・ペソ
PKR	パキスタン・ルピー
PLN	ポーランド・ズロチ
QAR	カタール・リアル
RWF	ルワンダ・フラン
RUB	ロシア・ルーブル
RON	ルーマニア・レイ
SAR	サウジアラビア・リアル
SCR	セーシェル・ルピー
SEK	スウェーデン・クローネ
SGD	シンガポール・ドル
SKK	スロバキア・コルナ
THB	タイ・バーツ
TRY	トルコ・リラ
TTD	トリニダード・トバゴ・ドル
TWD	台湾ドル
USD	アメリカ・ドル
VEB	ベネズエラ・ボリーバル
VUV	バヌアツ・バツ
XPF	タヒチ・パシフィックフラン
ZAR	南アフリカ・ラント

別紙2（建値コード表）

建値コード	名 称
E X W	工場渡し
F C A	運送人渡し
F A S	船側渡し
F O B	本船積込渡し
C F R	運賃込み
C I F	運賃・保険料込み
C P T	運送費込み
C I P	輸送費・保険料込み
D A F	国境持込渡し
D E S	着船渡し
D E Q	埠頭渡し
D D U	仕向地関税抜持込渡し
D D P	仕向地関税込持込渡し

注：本コード表にない建値の場合は、原則として許可・承認・確認情報に記載される建値コードによること。

別紙3 (単位コード表)

数量単位 コード	名 称	種類	備 考
NO	RAW NUMBER	個数	個. 本. 枚. 頭. 羽. 匹. 台. 両. 機. 隻. 着
ST	SETS	個数	組
DZ	DOZEN	個数	ダース
GS	GROSS	個数	グロス
TH	IN THOUSANDS	個数	千本. 千枚
PC	PIECES	個数	個. 枚
PR	PAIR	個数	足. 対
M	METRES	長さ	メートル
FT	FEET	長さ	フィート
YD	YARDS	長さ	ヤード
SM	SQUARE METRES	面積	平方メートル
SF	SQUARE FEET	面積	平方フィート
SY	SQUARE YARDS	面積	平方ヤード
GR	GRAMMES	質量	グラム
GRDW	GRAMMES BY DRY WEIGHT	質量	グラム (乾燥重量)
GRIC	GRAMMES INCLUDING CONTAINERS	質量	グラム (容器とも)
GRII	GRAMMES INCLUDING INNER PACKINGS	質量	グラム (内装とも)
GRMC	GRAMMES BY METAL CONTENT	質量	グラム (金属含有量)
KG	KILO-GRAMMES	質量	キログラム
KGDW	KILO-GRAMMES BY DRY WEIGHT	質量	キログラム (乾燥重量)
KGIC	KILO-GRAMMES INCLUDING CONTAINERS	質量	キログラム (容器とも)
KGII	KILO-GRAMMES INCLUDING INNER PACKINGS	質量	キログラム (内装とも)
KGMC	KILO-GRAMMES BY METAL CONTENT	質量	キログラム (金属含有量)
MT	METRIC-TONS	質量	トン
MTDW	METRIC-TONS BY DRY WEIGHT	質量	トン (乾燥重量)
MTIC	METRIC-TONS INCLUDING CONTAINERS	質量	トン (容器とも)
MTII	METRIC-TONS INCLUDING INNER PACKINGS	質量	トン (内装とも)
MTMC	METRIC-TONS BY METAL CONTENT	質量	トン (金属含有量)
OZ	OUNCE	質量	オンス
OZDW	OUNCE BY DRY WEIGHT	質量	オンス (乾燥重量)
OZIC	OUNCE INCLUDING CONTAINERS	質量	オンス (容器とも)
OZII	OUNCE INCLUDING INNER PACKINGS	質量	オンス (内装とも)

O Z M C	OUNCE BY METAL CONTENT	質量	オンス (金属含有量)
L B	POUNDS	質量	ポンド
L B D W	POUNDS BY DRY WEIGHT	質量	ポンド (乾燥重量)
L B I C	POUNDS INCLUDING CONTAINERS	質量	ポンド (容器とも)
L B I I	POUNDS INCLUDING INNER PACKINGS	質量	ポンド (内装とも)
L B M C	POUNDS BY METAL CONTENT	質量	ポンド (金属含有量)
S H T G	SHORT TON	質量	ショートトン
L T	LONG TON	質量	ロングトン
D T	DISPLA CEMENT TONNAGE	質量	排水トン数
G T	GROSS TONNAGE FOR VESSELS	質量	総トン数
M L	MILLI-LITRES	体積	ミリリットル
L	LITRES	体積	リットル
K L	KILO-LITRES	体積	キロリットル
C M	CUBIC METRES	体積	立方メートル
C F	CUBIC FEET	体積	立方フィート
C Y	CUBIC YARDS	体積	立方ヤード
F L O Z	FLUID OUNCE	体積	液量オンス
T R O Z	TROY OUNCE	体積	トロンス
P T	PINTS	体積	パイント
Q T	QUARTS	体積	クォーター
G L	WINE GALLONS	体積	ガロン (米)
C T	CARATS	その他	カラット
L C	LACTOSE CONTAINED	その他	乳糖の含有量が10%をこえる%

別表第2

裏書情報事後訂正（変更）願

貿易管理課長殿

年 月 日

提出者
記名押印
又は署名 _____
住 所 _____
事業所コード

--	--	--	--	--

電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等について（平成14・10・28貿局第4号、輸出注意事項14第44号、輸入注意事項14第45号）5. (3) ⑤の規定により、下記のとおり訂正（変更）願います。

記

輸出申告・輸入申告の別	輸出 ・ 輸入	海上貨物・航空貨物の別	海上 ・ 航空
税 関 申 告 番 号			
税 関 申 告 年 月 日			
記録されている裏書情報の内容		訂正（変更）を願う裏書情報の内容	
許可（承認・確認）番号：		許可（承認・確認）番号：	
理 由 ----- ----- ----- ----- -----			
操作者氏名	電 話 番 号		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。